

# 労務協会からのお知らせ

発行：中小企業福祉労務協会  
静岡市清水区押切 782-4 054-345-1056

## 退職金に対する所得税・住民税の実務について

退職金は従業員の退職時に必ず支払わなければならないものではありません。企業として制度を作っていたり、従業員に支払う約束をしている、または慣例的に支払っている場合には支払う義務が生じます。退職金は、退職所得として所得税・住民税の課税所得の対象となります。社会保険料・労働保険料の対象ではありません。今回は退職金支払い時の税務について説明します。

### 1. 所得税の計算

(1) 退職所得控除額の計算 ※退職金が退職所得控除額以下の場合には所得税は発生しません。

①勤続年数 20 年以下の場合

40 万円×勤続年数（最低 80 万円）

②勤続年数 20 年超の場合

800 万円+70 万円×（勤続年数-20 年）

※勤続年数の 1 年未満の端数は切り上げ

(2) 課税退職所得金額の計算

(退職金-退職控除額) ÷ 2

※1,000 円未満切り捨て

(3) 源泉徴収税額の計算



課税所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超 1800 万円以下	33%	1,536,000 円
1800 万円超	40%	2,796,000 円

### 2. 住民税の計算

(1) 退職所得控除額の計算→上記「所得税の計算」の場合と同じです。

(2) 課税退職所得金額の計算→上記「所得税の計算」の場合と同じです。

(3) 特別徴収税額の計算

課税退職所得金額×9%（県民税 3.6%、市町民税 5.4%）



### 3. 手続について

- ・「退職所得の受給に関する申告書」を作成し、税務署に提出します。
- ・「退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）」を作成し、税務署・市区町村に提出します。
- ・源泉徴収した税金の納付に関しては、納付書等をご覧ください。

（編集後記）明けましておめでとうございます。1年以上も景気が低迷し、経営環境が長期にわたり厳しい会員様も多いと思います。デフレの進行もそれほど止まっていない感じがします。これからは「競争に勝つ」という発想ではなく、「競争に巻き込まれない」ことが大事ではないかと思います。（一ノ宮俊人）